

令和6年度

長野市居住支援協議会の設立について

令和6年11月21日

長野市 建設部 住宅課

FEEL NAGANO, BE NATURAL

この街で、わたしらしく生きる。長野市

1 新たな住宅セーフティネット制度とは

2

★高齢者、障害者、子育て世帯、所得の低い人などの**住宅確保要配慮者**が今後も増加見込みであるが、住宅セーフティネットの根幹である公営住宅の大幅増加は見込めない。一方で、民間の空き家、空き室が増加していることから、それらを活用した**新たな住宅セーフティネット制度**が平成29年からスタートした。

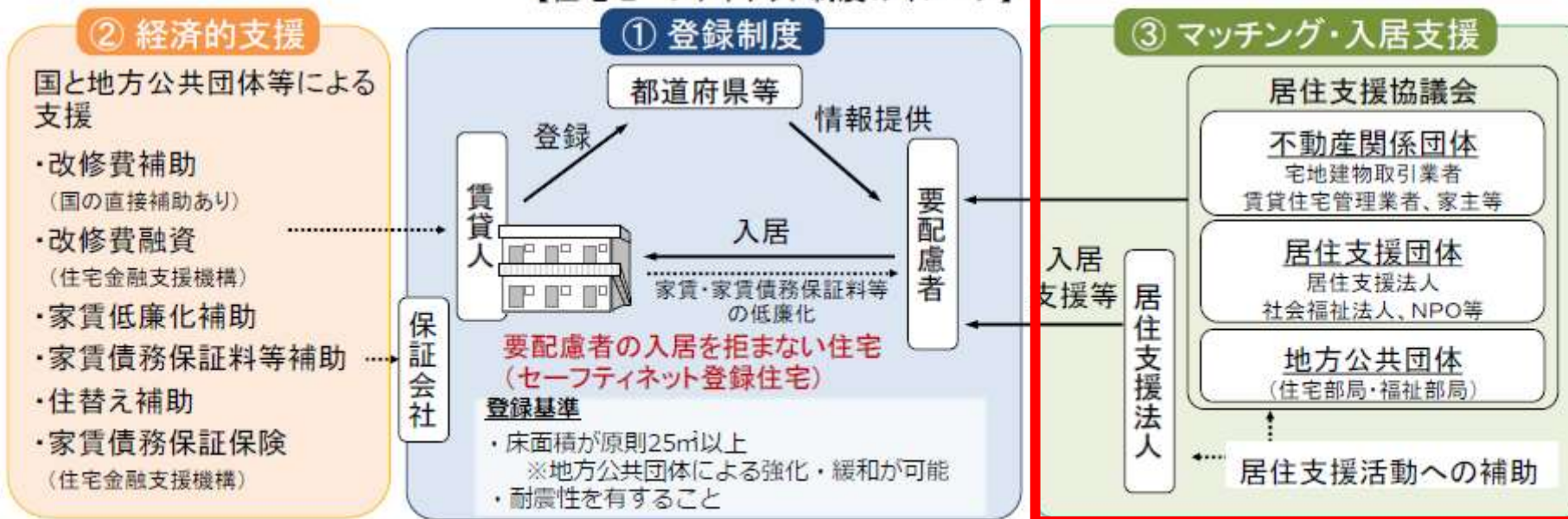
(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)の一部を改正する法律 平成29年10月25日施行)

① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【住宅セーフティネット制度のイメージ】



2 居住支援協議会の主な概要

3

★住宅確保要配慮者居住支援協議会とは、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図るため、**地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携**(住宅セーフティネット法第51条第1項)し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、**住宅情報の提供等の支援を実施するもの**。



国土交通省資料

◆関連計画

○住生活基本計画(全国計画)

居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率 25%(R2)⇒50%(R12)

○長野県住生活基本計画

居住支援協議会を設立した市町村の人口カバー率 0.2%(R2)⇒40%(R12)

○長野市第三次住宅マスタープラン後期計画(R4～)

住宅の確保を主とする入居支援と福祉部局等が行う居住支援施策とのスムーズな連携を図るため、居住支援協議会との連携強化…などを進めます。

◆主な活動内容(例)

- 会議での協議・情報交換、勉強会
- 不動産・福祉団体への働きかけ、ネットワーク形成
- 住宅相談事業、物件の紹介
- 家賃債務保証制度、安否確認サービス等の福祉制度紹介 など

◆設立状況(令和6年3月31日現在)

【都道府県】全47都道府県(長野市はR1.8～県の構成)

【市区町村】106市区町村(うち中核市13市)

【長野県内】南佐久(小海町外4町村の共同設置)

居住支援協議会の機能・役割(イメージ)

国土交通省と厚生労働省の共管

- 居住支援協議会の機能・役割は、地域の状況や課題等によって様々であるが、基本的には、**多様な関係者を“つなぐ”**ことにより、関係者がそれぞれの**業務範囲・得意分野**を活かし、様々な住まいの課題の解決と**互いの活動・支援の隙間を埋める**ことができる**“関係者同士が連携協働するプラットフォーム”**である。

① お互いの課題を持ち寄り“つながる場”

居住支援協議会は関係者同士が互いの業務範囲や得意分野を理解し合い、“つながる場”である。地域の様々な関係者が居住支援という視点を共有し、互いの役割を補完することで、組織や制度の「縦割り」を超えて、住まいに関する複雑・多岐にわたる課題の解決にも取り組むことができる。

■これまでの支援【個別ケースの場合】

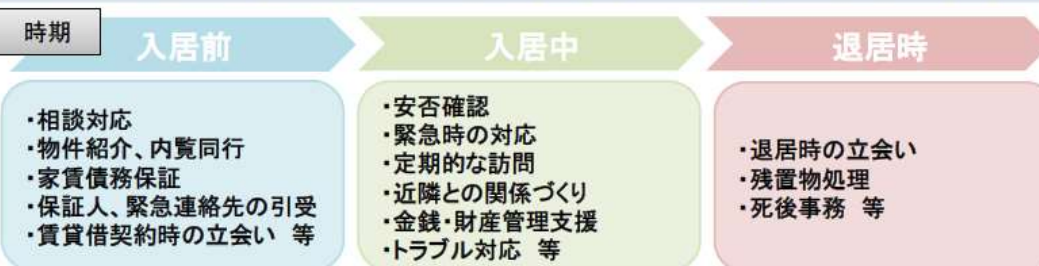


■居住支援協議会（総合的・一体的な居住支援体制）がある支援



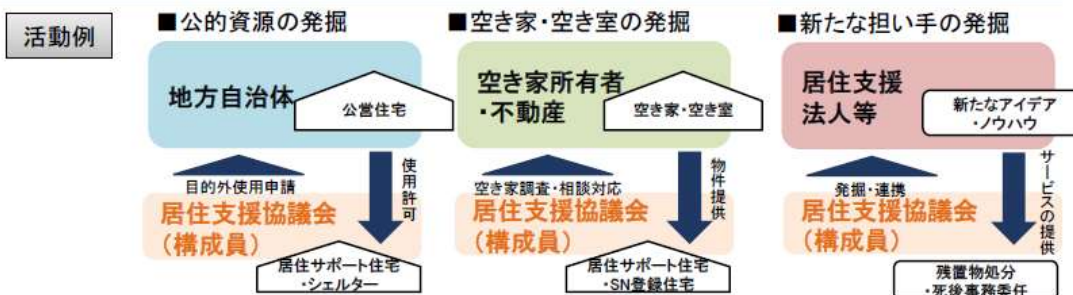
② 切れ目のない“総合的・一体的な住まい支援”の体制を整備する場

関係者同士が役割分担することで、対象者、時期、内容（困難度）、地域・地区、住宅類型（公営・民間）等に応じて、総合的・一体的に切れ目のない支援を実施することができる。



③ 地域の“社会資源を発掘”する場

多様な関係者が集まる居住支援協議会では、地域に「眠る」社会資源を発掘するための多様な視点や手法を持つことができる。協議会（構成員）のネットワーク・アンテナにより、新たな住まいの受け皿や担い手にアクセス又は創出し、地域の社会資源が拡大していく。



※現在「居住支援協議会の設置・運営の手引き」の改訂作業中であり、その作業・検討を踏まえて本資料を今後変更することがある。35

住宅セーフティネット法で定める者

- ① 低額所得者
(月収15.8万円(収入分位25%)以下)
- ② 被災者(発災後3年以内)
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども(高校生相当まで)を養育している者
- ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者

国土交通省令で定める者

- ・ 外国人等
(条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者等、生活困窮者など)
- ・ 東日本大震災等の大規模災害の被災者
(発災後3年以上経過)
- ・ 都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者
※ 地域の実情等に応じて、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者(ケアリーバー)、LGBT、UIJターンによる転入者、これらの者に対して必要な生活支援等を行う者などが考えられる。

5 住宅確保要配慮者の入居に際し、大家等が求める居住支援策

6

★全国の不動産関係団体等会員事業者に対するアンケート調査結果

世帯属性	必要な居住支援策（複数回答）						
	入居を拒まない物件の情報発信	家賃債務保証の情報提供	契約手続きのサポート	見守りや生活支援	入居トラブルの相談対応	金銭・財産管理	死亡時の残存家財処理
高齢単身世帯		◎ (49%)		● (61%)			● (61%)
高齢者のみの世帯	○ (32%)	◎ (48%)		● (58%)			● (50%)
障がい者のいる世帯	◎ (42%)	○ (32%)		● (60%)	◎ (48%)		
低額所得世帯	○ (37%)	● (61%)		○ (31%)	○ (38%)	○ (37%)	
ひとり親世帯	○ (37%)	● (52%)		◎ (42%)	○ (35%)		
子育て世帯	○ (38%)	◎ (43%)		○ (33%)	◎ (47%)		
外国人世帯	◎ (43%)	◎ (45%)	◎ (44%)		● (76%)		

出典：令和元年度国土交通省調査

★長野県が主催する勉強会等への参加

○令和4年4月14日 市町村居住支援協議会設立に向けた勉強会に参加

◆参加者

- ・長野市(福祉政策課、生活支援課、地域包括ケア推進課、子育て家庭福祉課、住宅課)
- ・長野県社会福祉協議会、長野県建設部、保健福祉部、県民文化部
- ・伴走支援PJチーム(国土交通省、厚生労働省、大分県土木建設部、一般財団法人高齢者住宅財団)

◆内 容

- ・地域の居住支援体制の強化について
講演 ①住宅セーフティネット制度について
②居住支援にあたっての住宅・福祉の連携
③大分県における住宅セーフティネットの取り組みについて等
- ・長野県における地域居住支援の現状と課題
- ・意見交換(ワークショップ)

○令和4年11月18日 地域の居住支援体制構築に向けた取り組みについて意見交換に参加

◆参加者

- ・長野市(住宅課)
- ・長野県建設部、保健福祉部、県民文化部、長野県社会福祉協議会

◆内 容

- ・長野県における居住支援の現状と課題について
- ・地域の居住支援体制の構築のための勉強会について
- ・住宅確保用配慮者の住まい探し協力店について など

○令和4年12月15日 地域の居住支援体制の構築のための勉強会に参加

◆参加者

- ・長野市(住宅課、子育て家庭福祉課、まいさぼ長野市)
- ・小諸市、佐久市、上田市、中野市、千曲市
- ・国土交通省、一般財団法人高齢者住宅財団、長野県社会福祉協議会、長野県建設部

◆内 容

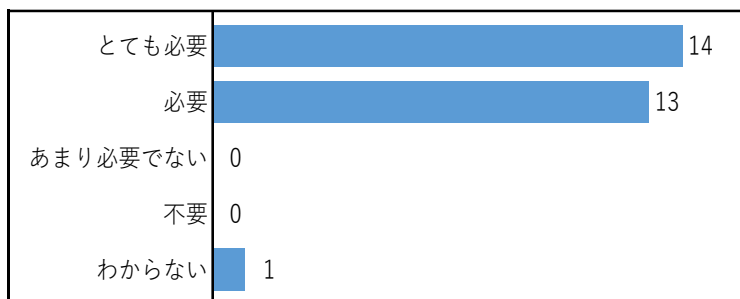
- ・講演 ①住宅セーフティネットの概要とその充実に向けた取り組みの強化について
②「入居保証・生活支援事業及び事例紹介」
- ・意見交換会(グループワーク)

★勉強会の出席者アンケート結果及び庁内での相談状況等に関する調査の回答(抜粋)

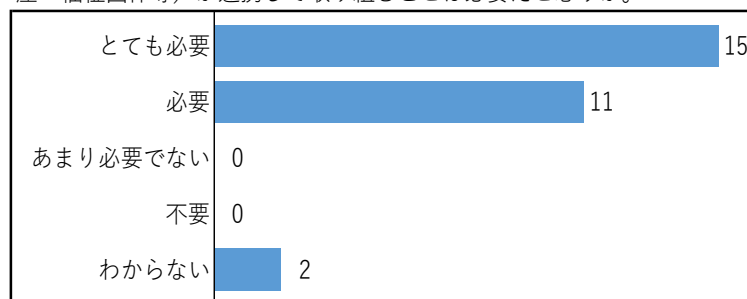
(1)居住支援協議会設立に向けた勉強会後の意見

※回答者所属 建設事務所9名、県福祉関係課6名、社協・まいさぼ7名、市町村5名、未回答1名 計28名

Q.居住支援の必要性についてどのように感じましたか。



Q.住宅確保要配慮者の支援に、行政（住宅・福祉部局等）と民間（不動産・福祉団体等）が連携して取り組むことは必要だと思うか。



(2)居住支援の相談状況等に関する庁内アンケート調査の概要

相談者の状況	課題等	担当課
生活保護の新規申請中	不動産管理会社等から保護受給の確約を求められた場合、賃貸契約に至らない場合がある。	生活支援課
高齢で身寄りがない	・保証人も緊急連絡先もないため社協の入居保証事業の利用ができない場合、すべての物件で利用ができない。 ・生活保護受給者であれば入居できる物件があっても、生活保護にならない低所得者の入居できる物件が少ない。 ・身元保証人がいない場合に断られる場合が多い。	生活支援課 地域包括ケア推進課
低所得者	・生活能力が低く、自宅の片づけができず衛生状態が悪い。 ・制度やサービスを提供できない。 ・片づけ等自宅での生活上の支援を行う機関がほとんどない。	生活支援課
生活保護未申請、収入もなくDV被害あり	DVから避難しなければならない状況であっても、単身女性が入居できる物件がない。転居費用がない。	子育て家庭福祉課
離婚調停中	成立すればすぐに家を出なければならないが、直ぐに入居できる物件がない。	子育て家庭福祉課

★令和5年9月27日 第1回居住支援協議会設立に向けた勉強会開催

◆参加者

◇伴走支援PJ

国土交通省住宅局 安心居住推進課 係長 中田 洋平氏
 日本大学文理学部社会福祉学科 教授 白川 泰之氏
 (一財)高齢者住宅財団

◇オブザーバー

長野県建築住宅課、長野建設事務所建築課

◇庁内関係課

保健福祉部 福祉政策課（刑罰を受けたことのある者）
 // 生活支援課（生活困窮者・低額所得者）
 // 地域包括ケア推進課（高齢者）
 // 障害福祉課（障害者）

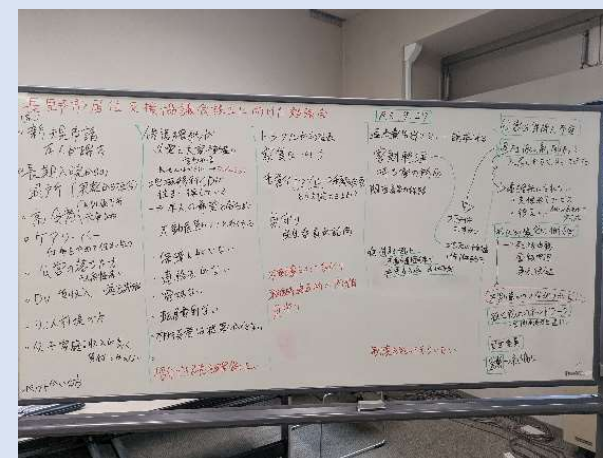
こども未来部 子育て家庭福祉課（ひりと親世帯・DV被害者）

社会福祉協議会 まいさぼ長野市（生活困窮者）

建設部 住宅課（住宅困窮者）

◆内 容

- ①住宅セーフティネット制度についての制度説明：中田係長
- ②講演(居住支援の必要性)：講師 白川教授
- ③居住支援関係各課から居住支援に関する事例発表
- ④事例発表に対する意見交換等



居住支援体制の必要性や、各課の居住支援に関する状況や困りごとについて情報共有をした

★令和5年11月29日 第2回居住支援協議会設立に向けた勉強会開催

◆参加者

◇伴走支援PJ

国土交通省住宅局 安心居住推進課 係長 中田 洋平氏
 日本大学文理学部社会福祉学科 教授 白川 泰之氏
 (一財)高齢者住宅財団

◇オブザーバー

長野県建築住宅課、長野建設事務所建築課

◇不動産関係団体

4団体

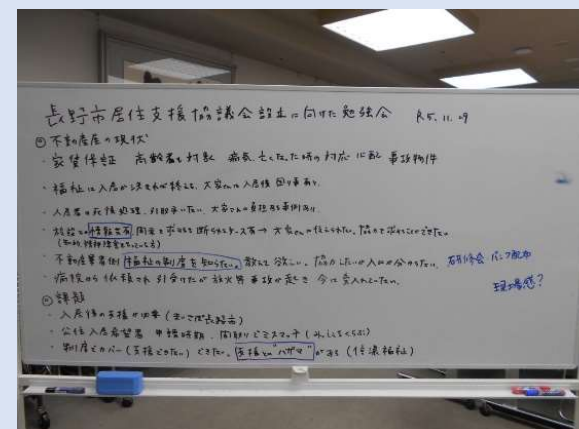
◇居住支援関係団体

3団体

◇庁内関係課

◆内 容

- ①長野市居住支援協議会設立に向けた勉強会(令和5年9月27日)の振り返り
- ②居住支援関係団体の取り組み紹介
- ③不動産関係団体の居住支援に関する現状
- ④意見交換(各団体での現状と課題について)
- ⑤伴走支援プロジェクト アドバイザーより
 中田係長、白川教授



不動産関係団体からの話し

- ・福祉制度について勉強したい
- ・大家さんの相談窓口があると大家さんの理解を得やすくなる
- ・可能な範囲での入居者の情報開示をして欲しい

前向きな意見を
いただきました

★福祉部局との打合せ状況と協議会の活動内容等について(案)

◆開催日	◆関係部局	
令和6年3月15日_1回目	保健福祉部	福祉政策課（刑罰を受けたことのある者）
// 4月30日_2回目	//	生活支援課（生活困窮者・低額所得者）
// 7月11日_3回目	//	地域包括ケア推進課（高齢者）
// 8月29日_4回目	//	障害福祉課（障害者）
// 9月25日_5回目	こども未来部	子育て家庭福祉課（ひとり親世帯・DV被害者）
// 11月 7日_6回目	社会福祉協議会	まいさぼ長野市（生活困窮者）
	建設部	住宅課（住宅困窮者）

◆協議会の具体的な活動内容等について(案)

1 住宅確保要配慮者に対する支援

⇒住宅課に民間賃貸住宅に関する相談窓口を設置し、属性で入居を拒まない不動産店として登録された「住まい探し協力店」を紹介

2 不動産関係団体等に対する支援

⇒住宅課に大家等の住宅確保要配慮者に関する相談窓口の設置
⇒住宅確保要配慮者の入居に際し、大家等の不安を少しでも解消し、住まい探し協力店への加入を推進するため、福祉制度の説明・周知

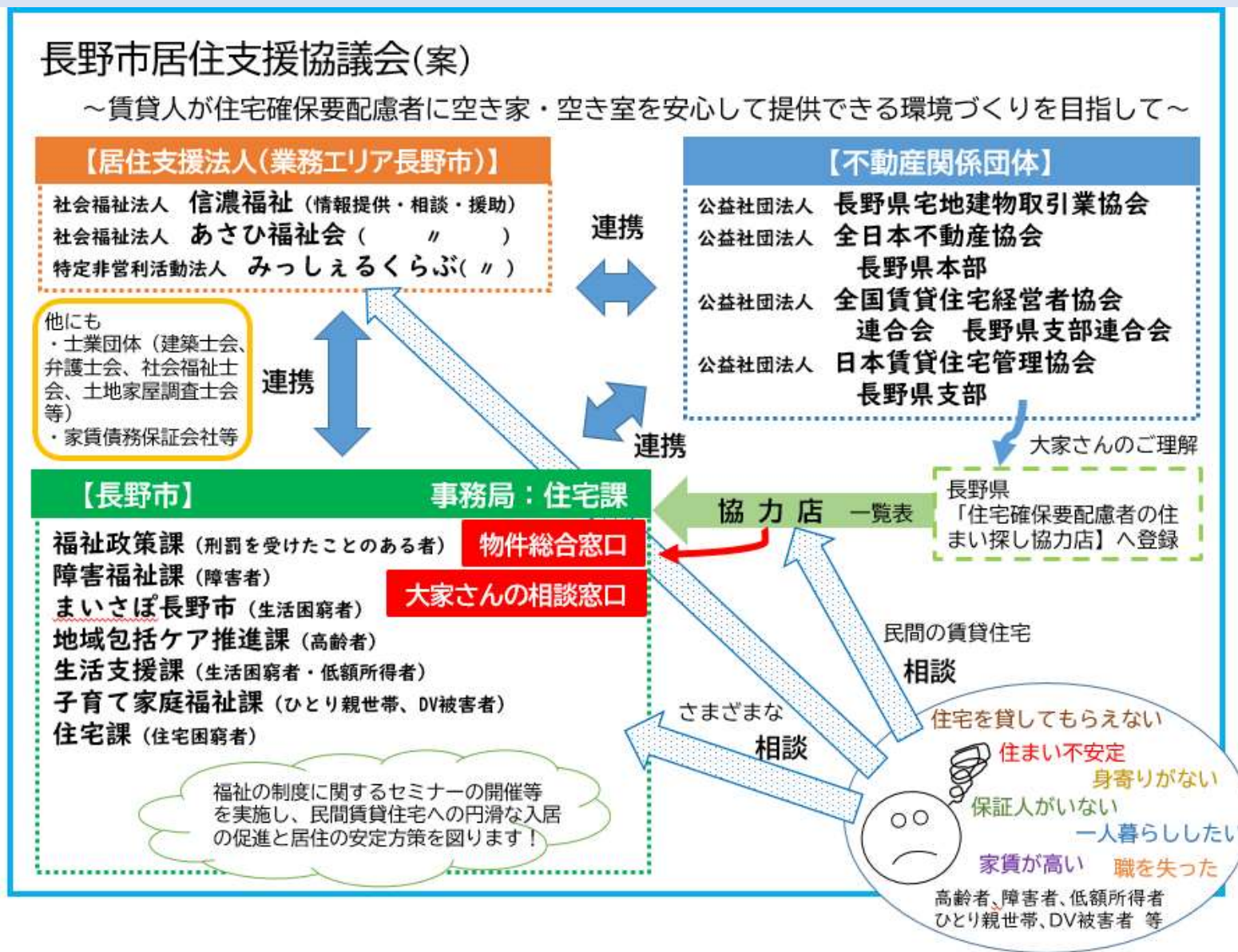
3 協議会関係者間の連携強化

⇒定期的な総会や担当者レベルでの部会の開催

4 その他

⇒住まいに関する相談事例の課題検討や協議
⇒協議会の周知(協議会の活動内容や、福祉制度の冊子、パンフレット等の作成、HP掲載等)

★構成団体



8 参考(生活困窮者自立支援制度等・住宅セーフティネット制度改正及び関連制度の関係) 13

- 居住支援は、関係者（入居者、支援者、賃貸人等）、時期（相談、入居前、入居中等）、内容（困難度）、地域・地区、住宅類型（公的、民間）等に応じて、福祉分野と住宅分野の様々な人的・物的資源が組み合わさり、総合的かつ一体的に実施される必要がある。
- 生活困窮者自立支援制度等の改正及び住宅セーフティネット制度の改正は、住まいに関する課題を抱えている方への支援を強化するという同じ政策目的を有している。様々な関係者の住まいの困りごとに対応し、また効果的に支援するためには、これらの制度や関連制度の事業・施策を組み合わせる活用・実施する必要がある。

